

各位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役執行役社長 高倉 透  
(コード番号 8309 東名)

## 住信 SBI ネット銀行株式会社の株式上場承認について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役執行役社長:高倉 透、以下「当社」)の子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「三井住友信託銀行」)が、本日別添のプレスリリースを公表いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 住信 SBI ネット銀行の三井住友トラスト・グループ(以下「当グループ」)における位置付け

2007年に銀行免許を取得し、インターネット専業銀行として営業を開始した住信 SBI ネット銀行株式会社(代表取締役社長:円山 法昭、以下「住信 SBI ネット銀行」)は、開業以来、インターネットによる利便性の高い金融サービスを提供することで、個人のお客様を中心に顧客基盤を拡大させてまいりました。また、様々な異業種のパートナー企業に対して BaaS(Banking as a Service)を提供するネオバンク事業の推進に注力する等、新たなビジネスモデルの構築を進めております。当グループでは、三井住友信託銀行の住宅ローンを住信 SBI ネット銀行が銀行代理業者として提供する等、インターネットチャネルの一つとして住信 SBI ネット銀行を活用してまいりました。

上場する住信 SBI ネット銀行は、ネオバンク事業を通じこれまで以上に幅広いお客様へのサービス展開等、独自の事業展開を行ってまいります。三井住友信託銀行は住信 SBI ネット銀行と新たな金融サービスの実現に向けて、三井住友信託銀行が、住信 SBI ネット銀行の「NEOBANK®(ネオバンク)」サービスを活用する「(仮称) SuMiTB NEOBANK」の検討や双方向でのお客様向けの付加価値提供の検討を進める等、今後は、戦略的パートナーとして一層の協業を進めていく関係となります。

### 2. グループ会社の上場に対する当社の考え方

当社では、グループ会社の上場については、上場後の株式保有割合、事業特性を踏まえた上場の意義や上場による成長可能性、上場会社としての内部管理態勢の構築等を検討の上、意思決定を行います。

住信 SBI ネット銀行は、上場後も引き続き当社の持分法適用会社となる予定であることから、当グループと住信 SBI ネット銀行の一般株主の間には利益相反のリスクが存在することになります。この点について、住信 SBI ネット銀行は、独立社外取締役の活用によるガバナンス態勢の構築を進めてまいりました。現在、住信 SBI ネット銀行では、独立社外取締役が取締役の 1/3 以上を占めていることに加え、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置する等、少数株主保護の体制が整い、独立事業体としてのガバナンスが構築されていることから、今後、上場した場合も、自らの取締役会がその実効性を評価し、改善していくことで十分な独立性を確保していくものと考えております。

### 3. 株式保有方針について

上場後における住信 SBI ネット銀行に対する三井住友信託銀行の株式保有割合は 30.75%(オーバーアロットメントによる売出しは含みません)/27.86%(オーバーアロットメントによる売出しが上限の株式数にて実施された場合)になる予定です。上場後の株式保有割合は、当グループと住信 SBI ネット銀行との関係を踏まえながら、合理的に判断してまいります。

### 4. 業績への影響について

上記3.に係る売出しに伴う売却益の当社連結業績への影響はございません。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉  
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 広報室  
TEL:03-6256-6302

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2022年2月15日開催の住信SBIネット銀行において決議された同社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず同社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。住信SBIネット銀行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

各位

三井住友信託銀行株式会社  
SBIホールディングス株式会社  
住信SBIネット銀行株式会社

## 住信 SBI ネット銀行株式会社の株式上場承認について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「三井住友信託銀行」)、SBI ホールディングス株式会社(代表取締役社長:北尾 吉孝、以下「SBIホールディングス」)及び住信 SBI ネット銀行株式会社(代表取締役社長:円山 法昭、以下「住信 SBI ネット銀行」)は、本日、住信 SBI ネット銀行が東京証券取引所への新規上場(以下「本上場」)を承認されましたことを、お知らせします。なお、東京証券取引所への上場日は2022年3月24日(木)を予定しており、同日以降は同取引所において、住信 SBI ネット銀行株式の売買が可能となります。

東京証券取引所への上場承認の詳細につきましては、日本取引所グループのウェブサイト「新規上場会社情報」をご参照ください。

日本取引所グループ「新規上場会社情報」ウェブサイト:

<https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

### 1. 上場の目的

住信 SBI ネット銀行では、インターネット専業銀行として利便性の高い金融サービスと、NEOBANK®※というBaaS(Banking as a Service。パートナー企業に住信 SBI ネット銀行の銀行機能を提供するもの)を中心とした事業を展開しており、金融機関として新たなビジネスモデルの構築を目指しております。

本上場により、認知度、信用度の向上を図り、システム投資等に向けた独自の資金調達手段を確保するとともに、独立性を高め中立的プラットフォームとして BaaS の展開を加速させることで、住信 SBI ネット銀行は更なる成長を目指します。

※NEOBANK®は住信 SBI ネット銀行の登録商標です(登録商標第 5953666 号)

### 2. 住信SBIネット銀行の概要

名称	住信 SBI ネット銀行株式会社
所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 円山 法昭
事業内容	銀行業
資本金	31,000 百万円
開業年月日	2007年9月24日
株主及び持株比率	三井住友信託銀行株式会社:50% SBIホールディングス株式会社:50%

### 3. 本上場の概要

上場市場※	東京証券取引所市場第一部
上場承認日	2022年2月15日
上場予定日	2022年3月24日

※なお、2022年4月4日に移行が予定されている東京証券取引所の新たな市場区分における住信 SBI ネット銀行の上場市場につきましては、東京証券取引所プライム市場を選択申請する予定です。

#### 4. 三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの所有株式数及び所有割合

会社名	三井住友信託銀行	SBIホールディングス
本上場前(本売出し、募集株式発行前) 発行済株式総数 150,793,800 株	75,396,900 株、所有割合 50%	75,396,900 株、所有割合 50%
本上場後(本売出し、募集株式発行後) 予定発行済株式総数 156,247,300 株	43,534,400 株、所有割合 27.86%	43,534,400 株、所有割合 27.86%

※所有割合は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合です。

※上場後の所有株式数は、株式のオーバーアロットメントによる売出しが上限の株式数にて実施された場合の所有株式数です。株式のオーバーアロットメントによる売出しを含まない場合、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの所有株式数はそれぞれ 48,045,900 株、所有割合は 30.75%となります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2022年2月15日開催の住信SBIネット銀行において決議された同社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず同社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。住信SBIネット銀行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。